

清瀬市長 澁谷 桂司 殿

「夢空間」保存・活用方法に関する提言

清瀬市は中央公園の整備とあわせて児童館、図書館、地域市民センターの機能を含む複合施設の建設に伴い、公園内に「新たなにぎわい」を創出するため、子どもも大人も楽しむことのできるものとして、鉄道車両の設置を決定されました。

その後、清瀬市は、三井不動産株式会社が所有する「夢空間」車両2両の譲渡提案を受け、令和5年11月に清瀬市民、学識者、学芸員、市職員からなる「清瀬市鉄道車両譲受検討委員会」（以下、前委員会）を設置し、さまざまな意見を交えた結果、日本における豪華寝台客車のパイオニアであり、日本鉄道史においても大変貴重な車両と位置づけられる「夢空間」を譲り受け、中央公園に設置することがもっとも望ましいという提言を受け、ららぽーと新三郷にある「夢空間」の譲り受けを決定されました。

令和6年12月には、改めて清瀬市民、学識者、ミュージアム関係者から「夢空間」の保存・活用方法について広く意見を聞くため「清瀬市夢空間保存活用検討委員会（以下、「本委員会」という。）」を設置されました。本委員会では前委員会の理念を継承し、「夢空間」の文化的価値を清瀬市が適切に維持し後世に引き継いでいくとともに、「にぎわい」の創出はもとよりシティプロモーションの促進やシビックプライドの醸成などを実現するには、どのような施策と利活用の途があり得るのか、さまざまな意見を基に議論を重ねてまいりました。計*回に及ぶ会議を踏まえ、清瀬市が「夢空間」の保存・活用を計画的に進めるための方策とその方向性について、別紙のとおり提言いたします。

令和7年*月*日

清瀬市夢空間保存活用検討委員会

委員長 高嶋 修一

委員一同

目 次

1	委員名簿	・ ・ ・ ・ ・ 3
2	検討委員会開催経過	・ ・ ・ ・ ・ 3
3	「夢空間」車両の保存・活用に係る清瀬市の基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 4
4	委員会での意見	・ ・ ・ ・ ・ 5
5	委員会からの提言	・ ・ ・ ・ ・ 6
6	会議録・資料等	

1 委員名簿（敬称略）

	氏名	所属等	備考
1	高嶋 修一	学識者 青山学院大学経済学部教授	委員長
2	園部 正二	公募市民 元清瀬市郷土博物館協議会委員	副委員長
3	成田 孝光	多摩六都科学館 理工グループ	
4	里見 英昭	公募市民	
5	小林 純也	公募市民	
6	竹内 幸一	公募市民	

2 検討委員会開催経過

（1）第1回

【日時】令和6年12月9日（月）午後3：00～午後5：00

【会場】清瀬市役所3階会見室（オンライン併用）

【内容】委員紹介

委員長・副委員長選任

整備概要及びサウンディング調査の結果について

「夢空間」保存活用について意見交換

（2）第2回

【日時】令和6年12月23日（月）午後3：00～午後5：00

【会場】清瀬市役所3階会見室（オンライン併用）

【内容】「夢空間」保存・活用について意見交換

（3）第3回

【日時】令和7年1月14日（火）午後5：00～午後7：00

【会場】清瀬市役所3階会見室（オンライン併用）

【内容】「夢空間」車両の価値、保存・活用について意見交換

(4) 第4回

【日時】 令和7年1月31日（金）午後5：00～午後7：00

【会場】 清瀬市役所4階研修室

【内容】 「夢空間」保存・活用について意見交換

委員会からの提言について

(5) 第5回

【日時】 令和7年2月20日（木）午後5：30～

【会場】 清瀬市役所3階

【内容】 委員会からの提言について

3 委員会からの提言

「夢空間」の保存・活用について、次のとおり提言する。

(1) 清瀬市は「夢空間」の文化的価値を適切に維持し後世に引き継ぐとともに、「にぎわい」の創出はもとよりシティプロモーションの促進やシビックプライドの醸成などを実現するという観点に立った「夢空間保存・活用方針」を策定すること。

(2) 上記の「夢空間保存・活用方針」については、以下の方向性に従って作成すること。

① 「夢空間」車両の文化的価値を適切に維持し、後世に引き継ぐことを主眼とする。

清瀬市は「夢空間」車両を文化遺産として保存し、車両の活用にあたっては、この目的に反しないようにすること。

地方自治体が鉄道遺産の保存に関わるようになったのは決して近年のことではない。1960年代以降、国鉄で用途廃止となったSLが各地の自治体に貸与され、公園などに設置された実績がある。だが、これらの中にはその後十分な整備が行われなかったため荒廃が進んだものや解体されたものが少なくない。このような先例に鑑み、清瀬市は保存のための中長期的な方策を準備すべきである。

また、文化遺産は「社会からの預かりもの」であり、適切に保管するための条件が失われ

たときには次の引き受け手を探すことが責任ある態度といえる。そのような事態に立ち至らないようにすることがまずは必要ではあるが、平素から「バトンタッチ」の時が来てもよいように維持管理に努めなければならない。

そのためには、定期的な清掃やメンテナンスの実施は言うまでもなく、学芸の立場からこの車両を維持管理するとともに、その文化的価値の研究を進め、広く社会に発信するための体制を行政が整えることが望ましい。

② 「夢空間」車両を保存するための諸活動を、行政部門のみならず清瀬市民の参画により推進する。

「夢空間」車両は必ずしも清瀬市とかかわりの深い鉄道車両ではなかった（ただし市内を走行した実績は皆無ではない）。しかし保存を通じて市民がその文化的価値への認識を深め、共有を進めることで、清瀬市の文化遺産として育てていくことは十分に可能である。鉄道は沿線地域の政治・経済・社会・文化などに深くかかわるため、鉄道遺産を「地域の歴史」とかかわらせて意義づける事例は多く見られるが、それだけが唯一のあり方ではない。これは歴史資料や美術品一般に言えることであり、鉄道遺産に限った話ではない。

重要なのは、保存活動を通じて文化遺産とそれにかかわる人々との関係を生成し続けることである。そのようにして文化遺産の価値は常にとらえ返され、再定義されていく。この過程を通じて、保存にかかわった人々同士の関係も新たに生み出される。市外の賛同者との交流も期待し得る。「にぎわい」やシビックプライドの醸成、シティプロモーションの促進などはこれらの結果としてもたらされることで真の意義と持続性をもつ。

これを実現するためには、行政と市民の協働による制度づくりを進めることが望ましい。そのような協働が近年の鉄道遺産保存において重要であることを示すのが、次に掲げる日本

鉄道保存協会の最近 20 年における正会員数と属性の内訳を示した表である。

表 日本鉄道保存協会正会員の属性

年度	自治体等	市民団体	鉄道会社	博物館等 運営団体	その他	計
2005	8	2	6	10	0	26
2010	9	7	7	9	1	33
2015	13	16	8	9	1	47
2020	14	17	7	10	2	50
2024	14	22	7	9	2	54

注1：「自治体等」には、別組織ではあっても事務局が庁舎内に置かれていたり、複数の自治体が共同で設立した組織であったりする場合を含む。

注2：「博物館等運営団体」は、恒常的に公開される比較的規模の大きな博物館および類似施設を運営する組織など。

出典：日本鉄道保存協会WEBサイトを元に高嶋修一作成

これによると、自治体等の会員数は 2000 年から 2015 年ころにかけて増加したことがわかる。また、それ以上に急増しているのが市民団体である。これらは特定の車両や駅舎などの鉄道遺産を保存するための任意団体や NPO 法人などであり、その活動内容をみると、自治体が所有する鉄道遺産の維持管理を団体が行っている場合なども少なくない。このように鉄道遺産の保存活動における自治体の存在感は、今世紀に入って高まっていることが理解でき、清瀬市もこうした枠組みの可能性を検討すべきである。

③ 「夢空間」車両の価値を市の内外に発信するための活動を継続的に行うとともに、その内容を定期的に検証する。

「夢空間」車両の保存に対する理解を得るとともに保存活動に直接関わる人材を長期間にわたって得ていくためには、継続的にその価値を発信し、市内外の人々が実際に「夢空間」

車両に触れる機会を設けることが必要である。いわゆる「利活用」はこのために行われる。

内容的には様々な案が考えられるが、委員会で発せられた意見は次のように大別される。

ア イベントスペースとしての利用

もともと食堂車として製造された経緯もあり、レストランやカフェ等の飲食提供を望む声は委員会内でも多かった。鉄道車両を再利用したレストランは実際に存在しており実現は不可能ではないが、保存との関わりにおいては、調理・飲食行為による汚損や、食品を扱うことともなう虫やカビによる生物被害が懸念され、また調理器具や空調装置への電源供給の必要ともなう現状変更が検討事項となる。大宮の「鉄道博物館」では館内で販売した弁当類を実際の車内で食べることができるが、これらは博物館の収蔵品である保存車両とは区別されている。

このほかには、結婚式等や写真撮影会などの多目的スペースとして貸し出す、図書館や児童館のイベントなどで活用する、などの案が掲げられた。学校単位での見学会も考え得る。また、市内外の人々に向けて観光スポットとして見学会や撮影会を催したりするといった案も挙げられた。

イ グッズ販売

「夢空間」車両は現役時代より人気が高く、これらのグッズを販売することで清瀬市および保存活動の知名度を向上させるとともに、保存にかかわる費用の一部を捻出し得ることが期待される。「夢空間」という名称は清瀬市が多くの商品に排他的に利用できるように権利を確保し得るが、車両の意匠を配する場合には権利者である J R 東日本の許諾が必要となる。

ウ 情報発信

インターネット等を通じた情報発信は必須であり、保存に至るまでの整備過程を含めて保存活動や各種イベントの情報を持続的に発信し、またその記録を保存していくことの重要性が指摘された。市内博物館等での展示など、他施設との協力も期待される。

エ 検証のための仕組みづくり

これらの保存活動や「利活用」が目的に適ったものであるかどうかを検証し、また必要に応じて対応策を検討するための仕組みをつくることが望ましい。たとえば宮城県の「くりでんミュージアム」では、目的に沿った営を担保するために学識経験者をまじえた運営会議を定期的を開催して運営計画を策定している。

以上

【事務局】 経営政策部 今村 広司、木原 雄嗣

経営政策部 未来創造課 小林 真吾、丸山 和紀、松崎 由衣、添田 朋実